令和6年4月10日

株式会社サフィール

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）取得に関する職員周知について

令和６年度介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得に関して、介護保険事業に係わる介護職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

賃金改善実施期間：令和６年６月～令和６年７月まで

1. 処遇改善手当

常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額30,000円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額15,000円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は月額6,000円を支給する。

非常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給170円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給80円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は時給30円を支給する。

年間総額36,531円

1. 基本給について

非常勤

加算取得前からの定期昇給額として、時給90円～時給120円を支給する。

総額 80,809 円

1. 賞与について

定期昇給等の賞与分として、総額 483,427 円

①～③の改善により、年間合計600,767 円増額（法定福利費含む）。交付金見込額 594,000 円を上回る計算になります。なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

令和6年4月10日

株式会社サフィール

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）取得に関する職員周知について

標記加算の取得に関して、介護保険事業に係わる職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

賃金改善実施期間：令和６年６月～令和６年７月まで

1. 介護職員のうち介護福祉士有資格者、又は１０年以上の勤務実績を持つ者には

賞与と同じ時期に50,000円×2カ月分の手当を支給する。

1. 介護職員のうち介護福祉士無資格者、又は１０以下の勤務実績者には

賞与と同じ時期に月額23,869円×2カ月分の手当を支給する。

1. その他職員（年収４４０万円以下）には賞与と同じ時期に月額11,223円×2カ月分の手当を支給する。

なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

令和6年4月10日

株式会社サフィール

介護職員等ベースアップ等支援加算による介護職員等の賃金改善の職員周知について

令和６年6月から令和６年７月までの支給方法について、次のとおり周知します。

1. 介護職員及びその他職種の職員に支給する。
2. 処遇改善評価手当として経験、知識、熟練、努力、業務遂行能力を会社が評価して月額又は一時金として支給する。
3. 再評価（支給対象者は毎年9月16日に行うものとする）に対しては、賃金改定の時期に行うこととする。
4. 処遇改善評価手当の額は常勤は月額7,000円から15,000円、非常勤は月額1,000円から月額3,000円までの額とする
5. 余剰金については、一時金とし、（12月25日）に定める時期に合わせて支給する。

令和６年4月10日

株式会社サフィール

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）取得に関する職員周知について

令和６年度介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得に関して、介護保険事業に係わる全職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

賃金改善実施期間：令和６年８月～令和６年５月まで

1. 処遇改善手当

常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額30,000円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額15,000円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は月額6,000円を支給する。

非常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給170円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給80円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は時給30円を支給する。

年間総額182,657円

1. 基本給について

常勤

加算取得前から定期昇給額として、月額20,000円を支給する。

非常勤

加算取得前からの定期昇給額として、時給90円～時給180円を支給する。

総額 1,026,763円

1. 処遇改善評価手当について

経験、知識、熟練、努力、業務遂行能力を会社が評価して月額又は一時金として支給する。

再評価（支給対象者は毎年9月16日に行うものとする）に対しては、賃金改定の時期に行うこととする。

処遇改善評価手当の額は常勤は月額7,000円から25,000円、非常勤は月額1,000円から月額5,000円までの額とする。

総額　848,695円

1. 賞与について

賞与分として、総額 2,878,920円

1～4の改善、旧介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等ベースアップ支援加算により、年間合計5,547,802 円増額（法定福利費含む）。交付金見込額 5,837,802 円となり、令和7年度への持越し見込み額が290,000円になります。

なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。